



兵庫労働局発表

令和2年12月24日（木）

【照会先】兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

（電話）078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第11報）

～感染症拡大（第3波）の影響により、労働者からの相談が増加傾向～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、本年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年12月11日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

48,768件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 36,246人（76.6%）労働者 6,541人（13.8%）社会保険労務士 2,909人（6.1%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 34,312件（70.4%）、休業（休業手当等）5,359件（11.0%）、賃金 1,424件（2.9%）、解雇・雇止め 1,299件（2.7%）、母性健康管理措置等 714件（1.5%）、休業支援金・給付金 713件（1.5%）

4. 業種

製造業 9,272人、飲食業 5,837人、卸小売業 4,706人、医療・福祉業 2,139人、宿泊業 1,407人

5. 相談の傾向

労働相談は減少傾向にあったが、感染症拡大（第3波）の影響により11月下旬から増加傾向となり、12月は1日平均124件のペースで推移している。その9割は事業主からの雇用調整助成金等の申請手続きに関する相談であるが、労働者からは濃厚接触者として保健所から自宅待機を要請された場合等の賃金支払（休業手当含む）に関する相談が多い。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の期間延長等の情報提供等に努めていく。なお、①母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要件である「対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限」が令和3年1月末まで延長予定であること、②小学校休業等対応助成金の対象となる休暇等の取得期間が令和3年3月末まで延長予定であることから、労働者からの相談を端緒とした企業への働きかけや、助成金申請のためのコンサルティング等に取り組む。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 指導課内）

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください（電話 078-367-0820）。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています（無料）。

2 ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局職業安定部職業対策課） 電話 078-221-5440

（神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階）

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

各ハローワーク（出張所除く）にも相談窓口を設置しています（主に職業相談、雇用保険）。

3 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口（兵庫労働局雇用環境・均等部指導課） 電話 078-367-0820

働く妊婦の方に対する『母性健康管理措置』や当該措置による『休暇取得支援助成金』にかかる女性労働者や事業主からの相談窓口を開設しています（期間：令和2年10月1日～令和3年1月31日）。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

4 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（兵庫労働局雇用環境・均等部指導課） 電話 078-367-0850

「企業に当該助成金を利用してもらいたい」等労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています（期間：令和2年11月24日～令和3年3月31日）。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

5 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653（フリーダイヤル）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時～21時（土日祝も実施）

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-603999（フリーダイヤル） ＜受付時間＞ 9時～21時（土日祝も実施）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-221-276（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 8時30分～20時（月～金曜日）、8時30分～17時15分（土日祝）

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況(最新版)】

別表

＜参考＞月別の推移

		2/14～12/11	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12/1～12/11
相談者	合計	47,314 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	1,105 人
	事業主	36,246 人	74 人	1,079 人	7,390 人	6,687 人	5,873 人	3,615 人	3,138 人	2,812 人	2,417 人	2,183 人	978 人
	労働者	6,541 人	13 人	400 人	2,118 人	1,543 人	1,019 人	649 人	329 人	193 人	102 人	109 人	66 人
	社会保険労務士	2,909 人	15 人	169 人	708 人	963 人	238 人	158 人	195 人	132 人	133 人	143 人	55 人
	労働者の家族・知人	568 人	7 人	21 人	237 人	140 人	71 人	41 人	9 人	3 人	3 人	34 人	2 人
	その他(地方自治体・経済団体等)	1,050 人	1 人	95 人	359 人	421 人	65 人	40 人	25 人	15 人	13 人	12 人	4 人
相談内容	合計	48,768 件	117 件	1,946 件	11,328 件	10,086 件	7,493 件	4,573 件	3,745 件	3,182 件	2,687 件	2,495 件	1,116 件
	雇用調整助成金	34,312 件	29 件	733 件	6,251 件	6,767 件	5,669 件	3,464 件	3,107 件	2,770 件	2,385 件	2,150 件	987 件
	休業(休業手当等)	5,359 件	43 件	331 件	2,231 件	1,342 件	725 件	288 件	140 件	77 件	34 件	119 件	29 件
	賃金	1,424 件	0 件	26 件	534 件	411 件	233 件	129 件	39 件	21 件	10 件	11 件	10 件
	解雇・雇止め	1,299 件	5 件	46 件	405 件	368 件	196 件	108 件	66 件	47 件	35 件	15 件	8 件
	母性健康管理措置等	714 件				26 件	79 件	128 件	133 件	113 件	111 件	97 件	27 件
	休業支援金・給付金	713 件					155 件	259 件	135 件	69 件	54 件	32 件	9 件
	休暇(年次有給休暇含む)	601 件	6 件	139 件	205 件	115 件	75 件	25 件	16 件	6 件	2 件	6 件	6 件
	その他(労働時間・安全衛生等)	4,346 件	34 件	671 件	1,702 件	1,057 件	361 件	172 件	109 件	79 件	56 件	65 件	40 件
業種	合計	47,314 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	1,105 人
	製造業	9,272 人	23 人	298 人	1,542 人	1,311 人	1,304 人	1,071 人	906 人	844 人	839 人	779 人	355 人
	飲食業	5,837 人	4 人	96 人	1,521 人	1,532 人	947 人	463 人	398 人	358 人	222 人	203 人	93 人
	卸小売業	4,706 人	4 人	126 人	1,114 人	1,066 人	717 人	418 人	294 人	358 人	253 人	251 人	105 人
	医療・福祉業	2,139 人	10 人	91 人	577 人	398 人	300 人	199 人	166 人	131 人	103 人	123 人	41 人
	宿泊業	1,407 人	5 人	95 人	299 人	313 人	215 人	172 人	84 人	81 人	66 人	55 人	22 人
	道路貨物運送業	1,031 人	3 人	16 人	151 人	144 人	169 人	108 人	112 人	98 人	96 人	94 人	40 人
	労働者派遣業	685 人	4 人	47 人	185 人	109 人	104 人	76 人	59 人	39 人	32 人	19 人	11 人
	道路旅客運送業	642 人	10 人	48 人	147 人	132 人	85 人	59 人	50 人	24 人	41 人	36 人	10 人
	その他(業種不明含む)	21,595 人	47 人	947 人	5,276 人	4,749 人	3,425 人	1,937 人	1,627 人	1,222 人	1,016 人	921 人	428 人

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

事例 1	休業に係る助言・指導
概 要	申出人の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、申出人は保健所から濃厚接触者として特定され、PCR 検査を受けた。結果的に陰性であったものの、保健所から家族と接触した後 14 日間は外出を自粛する等健康状態に配慮するよう指示されたため、会社側から 2 週間程度休み、陰性証明を提出することが職場の復帰条件であると言われた。 会社側を休む間の賃金保障の話もなく、自分の置かれている状況が不安であるので、至急会社側と話し合いを行いたく、助言・指導を申し出たもの。
助言・指導 の 内容・結果	<u>【濃厚接触者の賃金支払について】</u> 労働者の家族に感染者が出た場合、労働者自身の健康状態に問題がない場合であっても、濃厚接触者として保健所から一定期間自宅待機するよう要請を受けることになるが、 ・ 保健所の要請に基づく自宅待機中に在宅勤務を行うことが可能な場合であって、実際に労働者に業務を行わせた場合は、労働基準法第 24 条に基づく定期賃金を支払う必要がある ・ 保健所の要請に基づく自宅待機中に在宅勤務を行うことが可能な場合であって、これを十分検討する等休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合は、労働基準法第 26 条に基づく休業手当の支払が必要となることがある ことを説明（令和 2 年 11 月 13 日付け「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」4-問 1）したところ、休業手当の支払いがなされた。 併せて、感染防止の観点から労働者に自宅待機の要請を守っていただくためにも、有給の特別休暇制度を新設するなど、安心して休める環境整備が望まれることを説明し、特別休暇制度導入にあたっては、「働き方・休み方改善コンサルタント」による無料コンサルティングを行っていることを紹介した。 <u>【陰性証明】</u> PCR 検査は「医師が診療のために必要と判断した場合」や「公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合」に実施しているため、そもそも医師や自治体に PCR 検査が必要と判断されていない労働者について、事業主等からの依頼により陰性証明がされることはないことを説明。また、PCR 検

査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされているかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いは異なるが、厚生労働省としては、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求については控えていただくようお願いしているところ（令和2年11月13日付け「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」10-問7）。

【職場復帰するに当たって PCR 検査を受けることの是非】

労働契約法第5条において、使用者は安全配慮義務を負うことを規定しており、会社側の言い分も一定程度理解はできる。一方で、PCR 検査は無症状であっても自費で受けることは出来るが、労働者に経済的負担を負わせることになる。PCR 検査の自費負担分を会社側が負担する方法もあるのではないかと提案したところ、会社側は快くその提案を受け入れ、申出人は検査を経て無事に職場復帰できることとなった。

令和2年11月27日（金）

【照会先】

雇用環境・均等局

雇用機会均等課 渡辺、米岡

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）を設けています。

今後、本助成金の支給要件のうち、令和2年12月末までとなっている、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限について、令和3年1月末まで延長する予定ですので、お知らせいたします。

詳細については、あらためて公表いたします。

なお、令和3年1月末までとなっている、対象となる休暇の取得期限については、変更はありません。

参考

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の概要（厚生労働省HP）

有給の休暇制度整備及び労働者への周知の期限が
12月31日まで延長されました。(9月30日改正)

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年12月31日までの間に

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に(※)

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年3月1日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、

全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年12月31日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年12月31日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

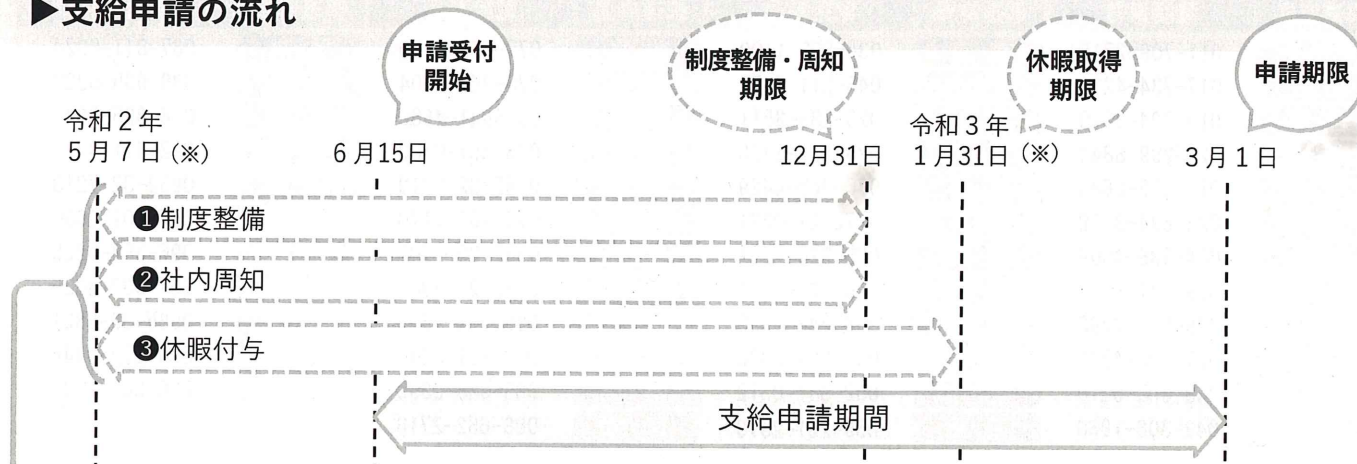
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

報道関係者 各位

令和2年12月18日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課 佐藤、安部

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長及び申請期限等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度を設けています。

本制度について、今後、以下のとおりとする予定ですので、お知らせいたします。詳細については、あらためて公表いたします。

① 対象となる休暇等の取得期間

今後、令和3年3月末まで延長する予定です。

② 申請期限

以下のとおりとする予定です。（下線部が新規のお知らせ）

- 令和2年2月27日～9月30日までの休暇分：令和2年12月28日
ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合
(※)は、申請期限経過後に申請することが可能です。

※Ⅰ.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- 令和2年10月1日～12月31日までの休暇分：令和3年3月31日
- 令和3年1月1日～3月31日までの休暇分：令和3年6月30日

③ 特別相談窓口の設置期間の延長

小学校休業等対応助成金に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を、全国の都道府県労働局に設置しています。この設置期間を、令和3年3月31日まで延長します。

<問い合わせ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

【添付資料】 小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内（リーフレット）

<参考：厚生労働省HP>

・助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・支援金の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html



小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

*詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

（注）取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- 令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する**申請期限は12月28日**です。

ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。

- ※Ⅰ.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- 令和2年10月1日から12月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年3月31日**です。
- 令和3年1月1日から3月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年6月30日**です。
- 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（※）**です。
※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）
- この助成金は、既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくとともに、過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- 申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金の申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送をお願いします。
- また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います。**

①【**コールセンター**】 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

②【**受付センター**】 申請書の提出先は、こちらです。

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る**特別相談窓口**』】 裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援

検索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（令和3年3月31日まで）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		



受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和2年11月27日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：宮原 真太郎

課長補佐：古長 秀明

（代表）03-5253-1111（内線 5816）

（直通）03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

（代表）03-5253-1111（内線 5761）

（直通）03-3502-6771

報道関係者各位

雇用調整助成金の特例措置等を延長します

12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、令和3年2月末まで延長します。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。